明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○政党助成法施行規則の一部を改正する省令（総務六〇）　一
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業四四）　二
○貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（同四五）　七
〔告　示〕
○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（総務二七三）　八
○輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する件（経済産業一三六）　九
〔官庁報告〕
国家試験
令和元年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　二〇
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一九（令和元年）年七～九月期）（内閣府）　二四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　八三
会社その他
会社決算公告　八四
八五

省令

○総務省令第六十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第四十二条の規定に基づき、政党助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十八日

総務大臣　高市　早苗